特定非営利活動法人 希望の森 定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 希望の森という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県吉川市、千葉県柏市、千葉県南房総市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　私たち人間が住んでいるこの地球は、多くの動物や植物が生まれ、そして生きていく大切な場所です。誰もが平等で、幸せでいられます。昨今、障害者、ひきこもり状態にある者、ＬＧＢＴ当事者及びそれらの支援団体等、社会的に弱い不平等な立場の者は増えつつあります。私たちは、それらの不平等への問題解決のために、就労支援、自立支援、社会参加支援等の多様な福祉事業等を通じて、社会から疎外されることなく、人間として幸せに生きる環境の実現に寄与することを目的とします。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 環境の保全を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 災害救援活動
(5) 地域安全活動
(6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事

業を行う。

① 就労支援、自立支援、社会参加支援などを通して、不平等な立場の者への環境保全啓発に関する活動

② 環境関連講演会、セミナー、ワークショップの開催などの環境保全啓発に関する事業

③ 環境問題のない、住みよいまちづくりのための活動・教育・研修などの支援に関する事業

④ 被災者・地域へ、募金などを通して、環境改善などの支援に関する事業

⑤ 環境問題改善に必要な調査研究、情報収集、提供などに関する事業

⑥ 環境関連講演会など社会貢献のための講師養成・派遣などに関する事業

⑦ 民間・企業・行政などの環境改善などに関するコンサルタント事業

⑧ 上記①から⑦の事業に関する手引き、冊子及び会報などの発行業務事業

⑨ 上記①から⑦の事業に関する企業・国・地方公共団体からの事業などの受託業務事業

⑩ 環境に係る書籍及びその他物品等の販売事業

⑪ その他、第３条の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 法人等会員 この法人の事業を支援する法人、団体、個人事業主

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出がしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して、２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届をで代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納入の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上１０人以下

(2) 監事　１人

２　理事のうち、１人を代表理事とし、１人を副代表理事とすることができる。

（選任等）

第１４条

１　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副代表理事及び理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第５章　総会

（種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
(7) 入会金及び会費の額
(8) 会員の除名
(9) 資産の管理の方法
(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４６条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11) 清算人の選任
(12) 財余財産の帰属
(13) 事務局の組織及び運営
(14) その他運営に関する重要事項

（開催）
第２３条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
(4) 法第１４条の３第１項の規定により理事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、第２３条第２項第３号又は第４号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２項及び第４７条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)正会員の総数及び出席者（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委

任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 議長の選任に関する事項
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が記名押印又は署名しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなけれ

ばならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４１条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４３条　第４１条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第４４条　議決後にやむ得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を定款の変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５０条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、第１１第３項に掲げる者のうち、総会で決議したものに譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置等）

第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、事務局長その他の職員をおく。

3　事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	鬼澤宏孝
理事	太田政克
理事	阿相守彦
監事	森　福世

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金　　10,000円
　　正会員会費　　3,000円（1年間分）

(2) 法人等会員入会金　　30,000円

法人等会費　　10,000円（1年間分）

附則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。